

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

2024年4月19日号 (Vol.84)

## SSBJ 基準等のサステナビリティ開示に関する近時のトピック

- |   |   |
|---|---|
| I. はじめに   | 森・濱田松本法律事務所   |
| II. SSBJによるサステナビリティ開示基準の公開草案の公表   | パートナー 田井中 克之<br><a href="mailto:katsuyuki.tainaka@mhm-global.com">katsuyuki.tainaka@mhm-global.com</a>  |
| III. 環境省「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド～」 | パートナー 宮田 俊<br><a href="mailto:suguru.miyata@mhm-global.com">suguru.miyata@mhm-global.com</a><br>アソシエイト 中里 彰<br><a href="mailto:akira.nakazato@mhm-global.com">akira.nakazato@mhm-global.com</a> |
| IV. 環境省「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイダンス」  | アソシエイト 根来 志帆<br><a href="mailto:yukiho.negoro@mhm-global.com">yukiho.negoro@mhm-global.com</a><br>アソシエイト 深見 瑞<br><a href="mailto:mizuki.fukami@mhm-global.com">mizuki.fukami@mhm-global.com</a> |

## I. はじめに

2023年3月末には、サステナビリティ開示に関わる重要な動きがありました。

まず、財務会計基準機構に設置されているサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」といいます。）は、国際サステナビリティ基準委員会（以下「ISSB」といいます。）が策定したサステナビリティ開示に関する国際基準を踏まえた日本における開示基準の公開草案を策定し、公表しました。

また、環境省は、「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド～」を改訂しました。さらに、環境省は、「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイダンス」を初めて公表しました。

本ニュースレターでは、これらの資料の法令・実務上の留意事項や活用方法等について解説します。

II. SSBJによるサステナビリティ開示基準の公開草案の公表<sup>1</sup>

## 1. 本公開草案作成の経緯

2023年6月、ISSBがIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」といいます。）及びIFRS S2号「気候関連

<sup>1</sup> 本公開草案に関してはSSBJより[解説動画](#)や[解説記事](#)が公表されているため、詳細はそれらに譲ることとし、本稿では法務や実務の観点から特に重要と思われるポイントに焦点を当てて解説します。

# CAPITAL MARKETS BULLETIN

開示」(以下「IFRS S2号」といい、IFRS S1号と併せて「IFRS サステナビリティ開示基準」と総称します。)を公表しました。IFRS サステナビリティ開示基準は、サステナビリティ情報開示に関する国際的な共通基準となることを企図して作成されているものの、直ちに各国で法的強制力を持つものではありません。

そこで、この公表を受けて、SSBJ は、IFRS サステナビリティ開示基準を踏まえた日本における開示基準の開発を進め、2024年3月29日、サステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準(以下「SSBJ基準」と総称します。)の公開草案(以下「本公開草案」と総称します。)を公表しました。

金融商品取引法に基づくサステナビリティ情報開示については、2023年1月31日に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令等に基づき、2023年3月期に係る有価証券報告書等から義務化されています。今後、法令上の手当てがなされることにより、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報開示はSSBJ基準に基づいて行うことが必要となる見込みです。

## 2. SSBJ基準の適用対象となる企業

本公開草案は、適用対象となる企業の範囲を明示していません。もっとも、本公開草案は東証プライム上場企業又はその一部に適用されることを想定して開発されています。但し、プライム上場企業以外の企業が任意で本公開草案を適用することも可能です。具体的な適用対象企業や強制適用の開始時期は、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における審議が始まっており、今後決定される見込みです。

サステナビリティ開示基準の適用対象、適用時期のイメージ

対象	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
<b>SSBJ基準</b>	3月~7月 公開草案	3月 最終化予定					
<b>プライム</b>	以下の取組みを開始 ➢ 開示の好事例を通じた促進 ➢ TCFD提言による開示 ➢ Scope 1・2の開示を推奨	案1	SSBJ基準 任意適用	3月期~ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 3兆円以上 (時価総額55%)	3月期~ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 1兆円以上 (時価総額73%) 保証	順次拡大	(有報) SSBJ基準 義務化 対象：プライム 全企業 保証
			案2	SSBJ基準 任意適用	3月期~ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 3兆円以上 (時価総額55%) 保証		3月期~ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 1兆円以上 (時価総額73%) 保証
<b>スタンダード</b>	以下の取組みを通じて開示を底上げ ➢ 開示の好事例を通じた促進 ➢ TCFD提言の利用 ➢ Scope 1・2の開示を推奨						
<b>グロース</b>	※ SSBJ基準の任意適用は可能						

(金融審議会資料を基に作成)

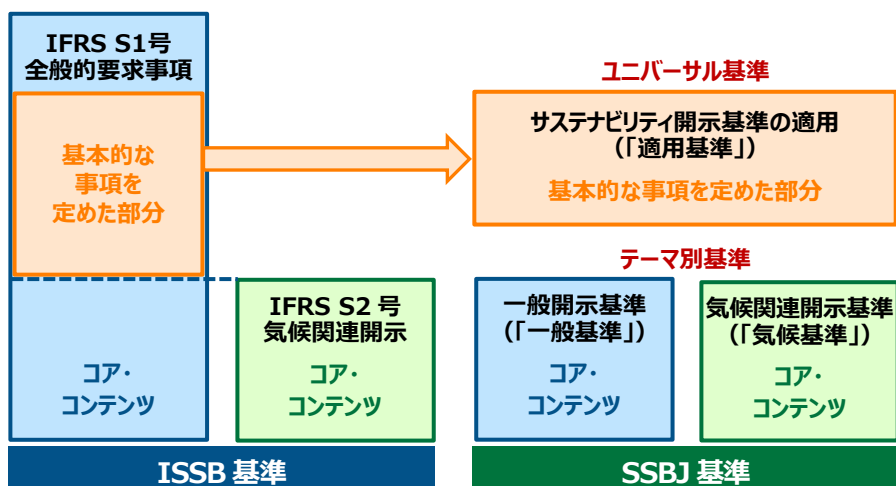
## CAPITAL MARKETS BULLETIN

なお、SSBJ 基準は、財務諸表がいずれの会計基準に準拠して作成されたものであっても適用できるように開発されています。

### 3. SSBJ 基準の構成

本公開草案は、以下の3パートから構成されています。

- ①サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案  
「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」といいます。）
- ②サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号  
「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」といいます。）
- ③サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号  
「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」といいます。）



(SSBJ 公表資料を基に作成)

SSBJ 基準に基づいてサステナビリティ情報開示を行う際には、これら全ての基準を同時に適用する必要があります。

### 4. SSBJ 基準の主要な内容

適用基準案、一般基準案及び気候基準案は、それぞれ大要以下の内容から構成されています。

適用基準案の骨子	一般基準案の骨子	気候基準案の骨子
目的	目的	目的
範囲	範囲	範囲
観念的基礎	コア・コンテンツ	コア・コンテンツ
全般的要求事項	i. ガバナンス	i. ガバナンス
判断、不確実性及び誤謬	ii. 戦略	ii. 戦略
	iii. リスク管理	iii. リスク管理
	iv. 指標及び目標	iv. 指標及び目標

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

これらのうち、法務及び実務の観点から特に重要と思われるポイントは以下のとおりです。

**(1) 報告企業の範囲**

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならないとされ<sup>2</sup>、したがって、連結財務諸表作成企業の場合、自社（親会社）及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものであることが必要となります<sup>3</sup>。

**(2) 商業上の機密情報の開示要否**

サステナビリティ関連の「機会」に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報が一般に利用可能でないことや、機会を追求することで実現できる経済的便益が当該情報を開示することにより著しく毀損されると合理的に見込み得ること等の要件を満たす場合、これを開示しないことができるとされています<sup>4</sup>。

したがって、SSBJ 基準の適用により企業が営業秘密の開示を余儀なくされることは回避されますが、この定めが、サステナビリティ関連のリスクや、幅広くサステナビリティ関連財務情報を開示しない根拠として用いることはできない<sup>5</sup>点に留意が必要です。

**(3) リスク及び機会の開示に関する諸原則**

適用対象企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならないとされています<sup>6</sup>。その際には、①バリュー・チェーンの範囲の決定、②リスク及び機会の識別並びに③識別した当該リスク及び機会に関する重要性がある情報の識別、というステップを踏むこととなります<sup>7</sup>。

①のバリュー・チェーンは「報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係のすべて」と定義されます<sup>8</sup>。

②のサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に当たっては、SSBJ サステナビリティ開示基準を適用しなければならないほか、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023年12月最終改正）又は改正後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない等とされています<sup>9</sup>。

<sup>2</sup> 適用基準案第7項

<sup>3</sup> 適用基準案第8項

<sup>4</sup> 適用基準案第15項

<sup>5</sup> 適用基準案第18項

<sup>6</sup> 適用基準案第36項

<sup>7</sup> 適用基準案第37項

<sup>8</sup> 適用基準案第4項(10)

<sup>9</sup> 適用基準案第44項から第47項

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

③の識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別に当たっても、個別のリスク及び機会ごとに、具体的に適用される SSBJ 基準が存在する場合はこれを適用しなければならないほか、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない等とされています<sup>10</sup>。

なお、重要性のある情報であるかどうかについては、情報の利用者の特性及び企業自身の状況を考慮した上で<sup>11</sup>、企業のサステナビリティ関連財務開示全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しなければならず、かつ、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならないとされています<sup>12</sup>。さらに、結果が不確実な、将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するに際しては、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える潜在的な影響並びにその範囲及び発生可能性を考慮する必要があるとされています<sup>13</sup>。

重要性に関するこのような考え方は、金融庁が「記述情報の開示に関する原則」で示している、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。また、企業の将来に関する情報の重要性は、発生の蓋然性も考慮して判断することが望ましい」という整理<sup>14</sup>と整合するものと解されます。

#### (4) 財務諸表と同時・同一対象期間の開示義務

サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない<sup>15</sup>、また、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないとされています<sup>16</sup>。

但し、まず、サステナビリティ開示基準に従った開示を要求又は容認する法令が、同時に報告しないことを容認している場合には、同時に報告しないことが許されます<sup>17</sup>。また、所定の指標を報告することが法令で要求されており、当該報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合、一定の要件を満たすときは、当該指標については当該報告のための算定期間を用いて報告することができます<sup>18</sup>。日本においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）に基づく温室効果ガス（以下

<sup>10</sup> 適用基準案第 51 項から第 57 項

<sup>11</sup> 適用基準案第 58 項

<sup>12</sup> 適用基準案第 59 項

<sup>13</sup> 適用基準案第 60 項

<sup>14</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>

<sup>15</sup> 適用基準案第 69 項

<sup>16</sup> 適用基準案第 70 項。したがって、連結財務諸表作成企業において、自社（親会社）と子会社等との財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象とすることになります。

<sup>17</sup> 適用基準案第 69 項(1)

<sup>18</sup> 適用基準案第 71 項

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

「GHG」といいます。) 排出量の報告制度や化学物質排出・移動量届出制度等がありますが、これらの制度に基づいて報告した指標に関しては、仮にその算定期間が会計期間と異なる場合であっても、一定の要件を満たせばサステナビリティ関連財務開示にそのまま用いることができます。

この点について、従来の開示実務では、多くの有価証券報告書提出会社は、まずは法定開示書類である有価証券報告書を法定期限（3月末決算企業であれば6月末）までに提出し、その後に統合報告書やサステナビリティレポート等の任意開示書類を作成・公表されていました。有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報開示の義務化検討の過程では、財務諸表との報告時期・期間の実務上の不一致は議論に挙がっており、金融庁は、実績の集約が間に合わない場合には概算値や前年度の情報を記載することも考えられるとの考え方を示していました<sup>19</sup>。今後は、SSBJ基準の適用開始に備えて、企業における開示の体制や運用を見直していくことが求められます。

#### (5) 比較情報の開示義務

原則として、開示される全ての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならないほか、当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならないとされています<sup>20</sup>。

この点、金融庁は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正に際して、人的資本に関する開示に関して前年度の数値を併記することは求めない姿勢を示しており<sup>21</sup>、これまでの有価証券報告書の作成実務では、サステナビリティ関連情報を前年同期と併記することは一般化していません。今後、SSBJ サステナビリティ開示基準に基づく開示が開始された場合、比較情報の開示が原則として必要になる点にはあらかじめ留意を要します（但し、後述のとおり経過措置が設けられる予定です。）。

#### (6) 温室効果ガス排出の開示に関する諸原則

報告期間中に生成した GHG 排出について、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 に区分した絶対総量とその合計値を開示しなければならないとされています<sup>22</sup>。現在は、有価証券報告書における GHG 排出量の開示を義務づける明文の規定はありませんが、SSBJ 基準が適用された場合には、スコープ 3 までの開示が必要となるため、企業においてはその測定の準備を開始する等の対応が肝要となります。

<sup>19</sup> 2023年1月31日金融庁『[『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)』（以下「金融庁パブコメ回答」といいます。）238から241番参照。

<sup>20</sup> 適用基準案第76項

<sup>21</sup> 金融庁パブコメ回答64番参照。

<sup>22</sup> 気候基準案第49項

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

また、温室効果ガス排出は、原則として、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル」といいます。）に従って測定しなければならないとされています<sup>23</sup>。但し、温対法に基づくGHG排出量の算定・報告・公表制度の対象企業は、当局に提出した直近のデータを用いることで当該制度により測定したGHG排出量を報告することも選択可能とされています<sup>24</sup>。この場合は、報告期間を合わせるための調整計算やGHGプロトコルに基づく再計算は不要です。

その上で、各スコープの開示についても以下のルールが規定されています。

- (a) スコープ1及び2について、報告企業（非連結子会社を除きます。）に関するものとその他の投資先に関するものとに分解して開示する必要があります<sup>25</sup>。
- (b) スコープ2については、ロケーション基準<sup>26</sup>によるGHG排出量に加えて、契約証書<sup>27</sup>を有している場合にはスコープ2を理解する上で必要な当該契約証書に関する情報を、そうでない場合にはマーケット基準<sup>28</sup>によるGHG排出量を、開示する必要があります<sup>29</sup>。
- (c) スコープ3については、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準」に記述されているスコープ3カテゴリに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリ別に分解して開示する必要があります<sup>30</sup>。

さらに、報告企業が、資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動、又は保険に関する活動の1つ以上を法令等による規制を受けて行う場合は、ファイナンスド・エミッション<sup>31</sup>に関する追加的な情報を開示しなければならないとされています<sup>32</sup>。ファイナンスド・エミッションについては、金融庁・経済産業省・環境省が立ち上げたワーキング・グループによって2023年10月に「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」と題するペーパーが公表されて<sup>33</sup>、投融资を委縮させないための開示の手法等について考え方が示されているところで

<sup>23</sup> 気候基準案第51項

<sup>24</sup> 気候基準案第51項但書・第53項

<sup>25</sup> 気候基準案第55項

<sup>26</sup> 地域、地方、国等の特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいいます（気候基準案第6項(9)）。

<sup>27</sup> エネルギー生成に関する属性と一体となっている電気等の購入契約、又は電気等の購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結される契約をいいます（気候基準案第6項(11)）。

<sup>28</sup> 電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがあります。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいいます（気候基準案第6項(10)）。

<sup>29</sup> 気候基準案第56・57項

<sup>30</sup> 気候基準案第58項

<sup>31</sup> 報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分をいいます（気候基準案第6項(13)）。

<sup>32</sup> 気候基準案第60・61項

<sup>33</sup> 2023年10月官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング「[ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について](#)」

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

す。SSBJ 基準に準拠した開示に向けて、この考え方を踏まえた適切な実務を確立させることが今後の課題となります。

#### (7) 役員報酬に関する開示

気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、組み込む方法及び役員報酬のうち気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示しなければならないとされています<sup>34</sup>。但し、気候関連が他の評価項目と併せて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体についてこれらを開示することが認められます<sup>35</sup>。

また、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合には、その旨を開示することが必要となります<sup>36</sup>。気候関連の評価項目を役員報酬に組み込むか否かは各企業の判断に拠るところですが、組み込んでいない場合には、その理由を投資家等のステークホルダーに対して説明することが期待されます。

## 5. IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の差異

本公開草案の開発に当たっては、IFRS サステナビリティ開示基準と整合性のあるものとするのが方針とされつつ、必要に応じて、IFRS サステナビリティ開示基準に代えて企業が適用を選択できる日本固有の選択肢が追加されています。そして、そのような日本固有の選択肢を適用した場合、「SSBJ 基準に準拠した開示は、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠することになる場合もあれば、準拠しないことになる場合もあると考えられる」（下線は筆者による。）とされています<sup>37</sup>。

どのような場合に「準拠しないことになる」のかは明確でないため、プライム市場上場企業を中心にグローバルな株主・債券投資家を持つ企業にとっては、日本固有の選択肢を選択することに躊躇があると思われます。したがって、今後のパブリックコメント手続き等を通じて、いかなる場合に「準拠しないことになる」かが明確化されることが望まれます。

なお、本公開草案においては、一部の項目について、IFRS サステナビリティ開示基準にはない定めを追加することが提案されています。もっとも、これについては、「追加の提案に従い開示を行うに当たり、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している」とされており<sup>38</sup>、IFRS サステナビリティ開示基準に

<sup>34</sup> 気候基準案第 87 項(1)

<sup>35</sup> 気候基準案第 88 項

<sup>36</sup> 気候基準案第 87 項(2)

<sup>37</sup> [IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧](#)（以下「差異一覧」といいます。）1 ページ

<sup>38</sup> 差異一覧 2 ページ



## CAPITAL MARKETS BULLETIN

準拠した開示の準備を上回る負担を企業に課すことは想定されていません。

## 6. 経過措置

本公開草案では、SSBJ 基準に従った開示を行う場合について、以下のとおり経過措置が提案されています<sup>39</sup>。いずれの経過措置を適用する場合についても、その旨を開示することが必要となります。

- (a) 基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を開示しないことができます<sup>40</sup>。
- (b) 基準を適用する最初の年次報告期間において、「気候基準」に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができます。
- (c) (b)を適用する場合、基準を適用する 2 年目の年次報告期間における、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示は要求されません。
- (d) 基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ、次のいずれか又は両方の経過措置を適用することができます。
  - ① 基準を適用する最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、温室効果ガス排出の測定に GHG プロトコル又は法域の当局もしくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法を用いることができます。
  - ② スcope 3 温室効果ガス排出を開示しないことができます。

なお、上場市場の変更等により、サステナビリティ開示基準に従った開示を任意で行っていた企業が法令に従って開示を行うこととなった場合、当該法令に従い基準を適用する最初の年次報告期間について、(a)から(d)と同様の経過措置を適用することができます。

## 7. 今後のスケジュール

SSBJ は、本公開草案に対するコメントを 2024 年 7 月 31 日を期限として募集しており、寄せられたコメントを検討した上で 2025 年 3 月末までに最終化する予定としています。その後の強制適用開始時期については、前述の金融審議会ワーキング・グループで審議中であるものの、各企業においては、社内体制の整備や必要な情報の洗い出しと収集を開始する等、円滑な適用開始に向けた準備に着手することが肝要となります。

<sup>39</sup> 適用基準案第 96 項から第 100 項、一般基準案第 42 項から第 44 項及び気候基準案第 103 項から第 107 項

<sup>40</sup> (a)は、法令に従って SSBJ 基準に準拠した開示を行う場合に限り適用されます。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

## Ⅲ. 環境省「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド～」

## 1. 本ガイドの目的及び今回の改訂の背景・目的

2024年3月29日、環境省は「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFD シナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド～」<sup>41</sup>（以下「本ガイド」といいます。）の改訂版を公表しました。

本ガイドは、2017年6月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD<sup>42</sup>）により財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書（以下「TCFD 提言」といいます。）が公表され、同報告書において「戦略」の開示に当たり、シナリオ分析を行うことが求められていた一方で、シナリオ分析のプロセスの開示事例が少ないことに鑑み、企業がTCFDの報告書に沿ったシナリオ分析を円滑に実践できるようにするため、2018年度から環境省が作成しているものです。

2023年9月には、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD<sup>43</sup>）が The TNFD Nature-related Risk and Opportunity Management and Disclosure Framework（TNFD 自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワーク。以下「TNFD フレームワーク」といいます。）の最終提言<sup>44</sup>を公表する等、様々な国際的な枠組みの中で、特に企業における気候や自然関連のサステナビリティ情報開示の重要性が高まっています。このような背景のもと、環境省は気候関連情報開示の概要とシナリオ分析実践の方法、自然関連情報開示の概要とTNFD開示事例、脱炭素経営に資するインターナルカーボンプライシング（以下「ICP」といいます。）の概要と導入・運用の方法について解説し、企業のサステナビリティ情報開示（気候関連・自然関連）を促進することを目的として、本ガイドの改訂を行っています。

## 2. 本ガイドの概要と改訂のポイント

## (1) 本ガイドの概要

本ガイドの概要は以下のとおりです。

第1章においては、TCFD 提言の概要について解説の上、TCFD シナリオ分析が、長期的で不確実性の高い課題に対し組織が戦略的に取り組むための有益な手法であり、特に気候関連リスクが懸念される業種にとっては重要シナリオの前提条件も含

<sup>41</sup> [https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/files/guide/TCFD\\_senryaku\\_guide.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/TCFD_senryaku_guide.pdf)

<sup>42</sup> Task Force on Climate-related Financial Disclosures

<sup>43</sup> Task Force on Nature-related Financial Disclosures

<sup>44</sup> なお、最終提言については、[CAPITAL MARKETS / SUSTAINABILITY BULLETIN 2023年10月号「TNFDによる開示フレームワーク v1.0（最終提言）の公表」](#)もご参照ください。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

めて開示すべき旨が提言されています。また、併せて TNFD フレームワークの最終提言の概要も解説されています。

第 2 章においては、TCFD シナリオ分析を①ガバナンス整備、②リスク重要度の評価、③シナリオ群の定義、④事業インパクト評価、⑤対応策の定義及び⑥文書化と情報開示の 6 つの手順に分けて、各々の手順を解説の上、当該分析を戦略・実行へ織り込む手法の例が示されています。

第 3 章においては、TNFD フレームワークの最終提言を受け、TCFD に並行して TNFD フレームワークへの対応<sup>45</sup>が求められてきている旨説明され、TNFD 開示事例の紹介及び分析ツールの紹介がされています。

そして、別添においては第 1 章にて TCFD シナリオ分析の参考資料として国内外の開示事例及び参考パラメーターツールの紹介がされ、第 2 章では ICP について、定義や理論、実際の検討内容、参考情報が紹介されています。

### (2) 改訂のポイント

今回の改訂のポイントは下表<sup>46</sup>のとおりとなります。

該当箇所		改訂ポイント	
本編	第 1 章	自然関連リスクの基本情報・開示枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然資本が経済、経営に及ぼす影響や気候変動との関連性、国際動向について整理。特に、TNFD 設立の背景とその基本的な開示枠組みに関する説明を追加</li> </ul>
	第 2 章	シナリオ分析の高度化と分析結果の戦略・実行への織り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ分析の高度化の方向性とその具体的な方法について追加</li> <li>シナリオ分析の結果を経営戦略・計画に織り込むための要諦を追加し、シナリオ分析の各ステップを解説</li> </ul>
	第 3 章	自然関連情報開示の事例と分析ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>TNFD のフレームワークに沿った開示枠組みと LEAP アプローチの説明、開示事例のまとめ、TNFD 開示に関するヒアリング調査から得た情報を追加</li> <li>TNFD の情報開示に活用可能な分析ツールの概要を追加</li> </ul>
別添	第 1 章	TCFD 開示事例と気候関連パラメータの更新・追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新版の開示情報を元に国内外の TCFD 開示の優良事例を追加</li> <li>シナリオ分析に活用できるパラメータを IEA 等の最新版発行物を元に更新しつつ、新たなパラメータとして熱中症と Zero Carbon Ready Building の情報を追加</li> </ul>
	第 2 章	ICP 導入・運用に関する取組み事例の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICP に関するヒアリング調査等の結果を元に ICP 導入・運用の実態（価格設定、価格変更、効果等）に関する情報の追加</li> <li>最新版の開示情報を元に国内外の ICP 導入・運用の優良事例及び価格設定の方法や活用方法に関する情報を追加</li> </ul>

<sup>45</sup> TNFD フレームワークは TCFD のフレームワークと類似する内容となっていることから、TCFD 提言の実践経験と気候変動関連の対策を活かしながら、TNFD を利用した自然資本・生物多様性関連の情報開示及び対応が可能とされています。

<sup>46</sup> 本ガイド 6 ページを参考に筆者にて調整。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

2023年3月期より有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、サステナビリティ情報の開示が求められるようになり、さらに、SSBJにより前述の本公開草案も公表されたところ、気候基準案においてはシナリオ分析が明示的に要請される等重要性が高まっています。

このようなサステナビリティ情報開示の要請に応えるために、本ガイドは有用であるといえます。

#### IV. 環境省「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイドランス」

##### 1. 本ガイドランス策定の背景と目的

2024年3月29日、環境省は「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイドランス」<sup>47</sup>（以下「本ガイドランス」といいます。）を公表しました。

わが国では、2023年3月期から有価証券報告書等における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が開始され、また、前述のとおりSSBJによる本公開草案が公表される等、気候関連の情報開示の重要性がますます高まっています。

一方で、事業法人、特に地域金融機関の主たる融資先である中小企業では、ノウハウ不足等の課題もあり、現時点における脱炭素に向けた取組は一部に留まっており、金融機関側のエンゲージメントによる事業法人側へのアプローチが期待されています。

こうした背景を踏まえて、環境省は金融庁との連携のもと、地域社会全体の脱炭素移行を促進することを目的として、地域金融機関自身によるTCFD開示を通じた自らの気候変動関連のリスク・機会の把握、投融資先の脱炭素に向けたエンゲージメント及び同エンゲージメント結果を踏まえた地域金融機関における経営戦略の見直し等を行うモデル的なプロジェクト創出を支援する「令和5年度地域金融機関向けTCFD開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」（以下「エンゲージメント実践プログラム」といいます。）を実施しました。

本ガイドランスは、金融機関のエンゲージメント推進及び地域の脱炭素化に向けた取り組みの促進を目的として、エンゲージメント実践プログラムの結果を踏まえて作成・公表されたものです。

##### 2. 本ガイドランスの概要

本ガイドランスは、エンゲージメント実践プログラムの実施内容に基づき、これからエンゲージメントに取り組む地域金融機関に有益と考えられるヒントや留意事項を提示するものです。エンゲージメントの実施方針や具体的な手段は、地域の産業

<sup>47</sup> <https://www.env.go.jp/content/000213254.pdf>

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

構造・ポートフォリオ構成、経営方針・事業戦略、営業体制・リソース、TCFD 開示の内容等といった各金融機関の状況に大きく依存し、共通の方法論は存在しないため、本ガイドスでは、標準的と考えられる検討内容及び取組手段等を本文で記載しつつ、エンゲージメント実践プログラム参加行等における事例をコラムで示すことにより、個別金融機関における検討に資する内容になっています。本ガイドスは下表のとおり、本編と添付資料から成り、本編では標準的なエンゲージメントの流れを解説しています。

目次	概要	
本編	1. TCFD開示に基づくエンゲージメントの位置づけ・必要性の理解	・ 脱炭素に向けた地域金融機関の役割、エンゲージメント戦略等について理解する
	2. 取引先との対話に向けた準備	・ エンゲージメント推進担当部署を決定、エンゲージメント対象とする取引先を選定する。取引先との対話の体制、担い手を明確化するとともにドアノックツールを検討することにより、エンゲージメントを進めるための準備を行う
	3. 取引先へのドアノック	・ エンゲージメント推進担当部署が営業店ヘドアノック方法を説明し、営業店が取引先ヘドアノックを実践する。エンゲージメント推進担当部署はドアノック後の対応に向けた準備を行う
	4. 個別取引先に対するエンゲージメント戦略の策定	・ 取引先とコミュニケーションを取りつつ、具体的に気候変動対応を進めるため、気候変動関連課題を特定し、GHG排出量削減の検討・サポート等を行う ・ 取引先に関心がない場合、関心を喚起する
	5. 金融機関としてのエンゲージメント戦略の策定	・ エンゲージメントの経営戦略との接合を検討、全体のエンゲージメント戦略を策定しKPIを設定する ・ 策定した戦略を実行し、必要に応じ戦略を修正する
添付資料	事例集	令和5年度地域金融機関向けTCFD開示に基づくエンゲージメント実践プログラムの支援対象機関（第四北越銀行、広島銀行、北國銀行）における取組内容を紹介
	ドアノックツール（ひな型）	取引先へのドアノックに用いることを想定したドアノックツール（ひな型）
	汎用提案書	取引先との対話に用いることを想定した汎用提案書

（「金融機関における TCFD 開示に基づくエンゲージメント実践ガイドス」を基に作成）

### 3. 法的側面からの留意事項

エンゲージメントの実施に当たっては、独占禁止法にも目を向ける必要があります。2023年3月、公正取引委員会は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」<sup>48</sup>（以下「本考え方」といいます。）を策定しました。本考え方は、グリーン社会実現に向けた取り組みに関して「独占禁止法上問題となる行為」と「独占禁止法上問題とならない行為」とを想定事例ごとに示すものです。

本考え方では、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い」としつつも、「事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量・顧客・販路、技術・設備等を制限すること等により、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる」との基本的考え方が示されています。もっとも本考え方は、策定時点で想定される事例を記載したものであることから、公正取引委員会は、今後の市場や事業活動の変化等を

<sup>48</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi1.pdf>。なお、概要版は[こちら](#)。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

踏まえ、継続的に事例の追加を検討し見直しを行っていくようです<sup>49</sup>。

金融機関としては、複数の同一業界の事業者との間でエンゲージメントを行うことも想定されますが、エンゲージメント先の事業者において独占禁止法上問題となる行為を促進したり誘発しないようエンゲージメント実施の際には留意する必要があります。本考え方の内容及び将来的な見直しを含めた動向につき十分な注意を払うことが望まれます。

## セミナー情報

- セミナー 『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー』  
 視聴期間 2023年10月30日（月）～2024年5月31日（金）  
 主催 森・濱田松本法律事務所

No.	テーマ	講師
1.	「サステナビリティ×ファイナンス」イントロダクション	末廣 裕亮 弁護士 富永 喜太郎 弁護士
2.	サステナビリティ×ディスクロージャー	五島 隆文 弁護士
3.	サステナビリティ×デット・ファイナンス	二村 佑 弁護士
4.	サステナビリティ×エクイティ・ファイナンス	宮田 俊 弁護士
5.	サステナビリティ×REIT/不動産ファンド	山本 義人 弁護士
6.	ESG投資とアセットマネジメント	廣本 文晴 弁護士 白川 剛士 弁護士
7.	サステナビリティ×ローン (サステナビリティ・リンク・ローン等の契約実務)	末廣 裕亮 弁護士
8.	トランジション・ファイナンス	佐藤 正謙 弁護士
9.	インパクト投資	田中 光江 弁護士
10.	サステナビリティ×金融レギュレーション(1) (気候変動リスク管理など)	富永 喜太郎 弁護士
11.	サステナビリティ×ブロックチェーン	石橋 誠之 弁護士
12.	サステナビリティ×金融レギュレーション(2) (顧客への気候変動対応支援など)	富永 喜太郎 弁護士
13.	ソーシャル/人権とファイナンス	白川 佳 弁護士

【『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー』のお申込み方法】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

<sup>49</sup> 改定案は[こちら](#)。

## CAPITAL MARKETS BULLETIN

- セミナー 『第 5377 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「J-REIT のスポンサーによる投資口の取得・処分の法務—関連諸規制の基礎から実務上の留意点まで—」』
  - 開催日時 2024 年 5 月 31 日（金）13:30～15:30
  - 講師 尾本 太郎、尾登 亮介、村田 陽祐
  - 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ